

廿日市市集会所取扱要領

(地元集会所)

令和6年1月現在

集会所に関するお問い合わせ先

廿日市市 地域振興部 まちづくり支援課

住所 廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 (直通) 0829-30-9138

佐伯支所 地域づくり係

住所 廿日市市津田1989番地

電話 (直通) 0829-72-1112

吉和支所 地域づくり係

住所 廿日市市吉和1886番地1

電話 (直通) 0829-77-2112

大野支所 地域づくり係

住所 廿日市市大野一丁目1番1号

電話 (直通) 0829-30-2005

地区住民のコミュニティづくりの推進を図るため、地区に根ざした自主的なコミュニティ活動の場である集会所を地元が設置する場合は、次のように支援します。

1 集会所の設置基準について

- (1) 集会所の整備基準は、既存集会所からの距離及び地区の世帯数が次に該当する場合で、地元が整備されるときに市が補助します。
 - ア 市街地（市街化区域内）の場合
既存集会所から600m以上の距離を隔て、半径300mの中に200世帯程度の住民が居住する地区であること。
 - イ その他の地区の場合
既存集会所から1,200m以上の距離を隔て、半径600mの中に100世帯程度の住民が居住する地区であること。
(ただし、世帯数は、地域特性により30世帯程度まで考慮します。)
- (2) 隣接集会所との間が山地、主要幹線道路等により遮断されている場合は、利用に際しての利便性、危険性その他特殊事情を考慮し、協議の上で決定します。
- (3) 原則として、2つ以上の町内会等が共同で利用するものとします。
(ただし、1町内会単位が400世帯以上又は山間部の場合は除きます。)

2 集会所の名称について

- (1) 新設整備する集会所の名称は、原則として住居表示実施区域内にあっては、新町名を使用します。同一町名に2以上の集会所が整備される場合は、整備順に第一、第二集会所としてください。
- (2) 住居表示実施区域以外に整備される集会所にあっては、整備地区以外の者にも分かりやすい地名を付けてください。

3 用地について

- (1) 集会所の敷地面積は、250㎡を基準とします。
- (2) 用地の選定及び所有者の了解等の用地確保は、地元で行ってください。

4 建物について

- (1) 建物の延床面積は、次表の町内会等の世帯数により規模を確定してください。

町内会等の世帯数	限度面積
15戸未満	30㎡以上90㎡以下
15戸以上25戸未満	100㎡以下
25戸以上	110㎡以下

- (2) 施設には、湯沸場・便所・身障者用便所を設置してください。また、車椅子用可動式スロープ等の高齢者対応もお願いします。

5 整備補助について

(1) 整備補助の対象について

- ア 新築・購入 新たに集会所を建設するもの及び全面建替並びに建物を新たに集会所として買い入れるもの。
(買い入れと合わせて行う増築及び改修等は購入と一体のもの)

とみなします。)

- イ 改修 建物の主要構造部の改造工事で、従前と規模が著しく異ならないもの、屋根の全面張替又は塗装工事、床改修、内・外壁の改修又は明装工事、トイレの水洗化、災害等不可抗力による改修、上・下水道直結工事及び修繕料の負担区分表(別表2)の市補助金の対象となるもの
- ウ 備品整備 集会所の備品を整備するもの
- エ 附帯設備整備 集会所の附帯設備を整備するもの
- ※ 注意 ウ・エの備品整備及び附帯設備整備は、初度のみを対象とします。
- オ 解体 集会所を解体するもの

(2) 交付する額について

- ア 補助対象経費、補助率及び補助金の限度額は「集会所整備補助区分表」(別表1)のとおりとし、各号の規定による補助対象経費について予算の範囲内で補助金を交付します。ただし、改修の場合は、10万円を除いた額を対象経費とします。なお、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
- イ 前項の補助金の額の算定に際して、その基準とする補助対象経費の基本額は、建物の面積に1平方メートル当たり12万円を乗じて得た額又は実際に支出した額のいずれか低い額とします。
- ウ 補助金の交付を受けた集会所は、交付後20年(改修を行う場合は5年)を経過しなければ補助対象としません。
- エ ア及びウの規定にかかわらず、10万円の控除及び補助対象外期間の適用について、次に掲げる場合は除きます。
 - (ア) 災害等不可抗力により施設が滅失又はき損した場合
 - (イ) 公共下水道への直結工事等の場合
 - (ウ) 上水道への直結工事等の場合

(3) 修繕等について

- ア 修繕が必要となった場合は、「修繕料の負担区分表」(別表2)の基準により、地元負担及び市の一部補助とします。
- イ 別表2の「市補助金の対象となるもの」に該当し、修繕に要する費用が10万円を超える場合に、市が一部を補助します。
- ウ 屋根の塗装工事及び内・外装等の明装工事は、次に掲げる基準に適合するときに対象とします。ただし、期間が対象となる場合であっても、修繕の必要があると認められるときに補助対象とします。
 - (ア) 屋根塗装 前回の塗装から交付年度を含めて5年以上経過し、全面の塗装を行うもの。
 - (イ) 外壁明装 前回の明装から交付年度を含めて8年以上経過し、外壁面のうち1面以上の明装を行うもの。
 - (ウ) 内壁明装 前回の明装から交付年度を含めて10年以上経過し、集会所1室以上の内壁面の明装を行うもの。(前回とは、市の補助金の交付を受けて行ったものをいいます。)
- エ 市の補助金は、予算の範囲内で行います。あらかじめ予測されるものについては、予算編成前(毎年9月末頃)までに見積書等必要な書類を添付の上、

地域振興部まちづくり支援課又は各支所の地域づくり係に協議してください。
オ 使用者の重大な責めによるものは、使用者の負担とします。

(4) 新築時の備品について

ア 新築時に必要な備品は、地元で組織する集会所管理運営委員会等で購入してください。

経費は50万円を限度として補助します。ただし、合計額の1,000円未満の端数は、切り捨てるものとします。

イ 次に掲げるものを基本とし、種類及び数量は、地元で調整をして決定してください。

初年度備品一覧		
長机（座卓兼用）	行事黒板	ガスコンロ
折畳椅子	ホワイトボード	エアコン
扇風機	書庫	
掃除機	折畳椅子収納台車	
時計	カーテン	
灯油ストーブ	消火器	

※その他集会機能に必要な備品で市長が特別に認めたものも可とします。

ウ 上記以外の備品・消耗品を必要とする場合は、地元負担とします。

(5) 交付申請について

ア 別途定めた様式により、申請書を1部提出してください。

イ 申請書に添付する書類は、次のとおりです。

- (ア) 事業計画書
- (イ) 補助事業等に係る収支予算書
- (ウ) 施工業者見積書（写し）
- (エ) 実施設計書
- (オ) その他市長の必要と認める書類

(6) 補助対象者について

補助対象者は、町内会等の代表とし、代表者に対して補助金を交付します。

(7) 交付の条件について

ア 補助対象の経費が変更し、又は内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けてください。

イ 予定の期間内に完了しない場合又は、遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。

ウ 事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けてください。

(8) 交付の決定等について

申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、交付金額を決定し、通知します。

(9) 事業の内容変更について

ア 事業内容に変更がある場合は、速やかに届け出てください。

イ 前項の届出を承認し、交付決定額に変更が生じた場合は、変更額を通知します。

(10) 実績報告について

ア 別途定めた様式により、実績報告書を1部提出してください。その提出期限

は、事業の完了した日若しくは事業の廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は補助金交付決定のあった日の属する市の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とします。

イ 実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりです。

- (ア) 事業実施結果報告書
- (イ) 収支決算書及び関係領収書（写し）
- (ウ) 工事写真1部（施工前、施工後）

(11) 補助金の額の確定等について

ア 市長は、実績報告書を受領した日から起算して14日以内に事業を検査します。

イ 検査により、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知し、速やかに補助金を交付します。

(12) 財産の処分制限について

補助金の交付を受け、整備した集会施設について、市長の承認を受けないで、補助金を交付の目的に反して使用、解体撤去、譲渡、交換、貸付又は担保にしてはいけません。ただし、次表に定める当該財産の耐用年数を経過した場合又は特別の事情があると認められる場合はこの限りではありません。

構 造	耐 用 年 数
鉄筋コンクリート造	60年
鉄骨造	35年
軽量鉄骨造	28年
木造	20年

(13) 帳簿等の保存期間について

帳簿及び書類を保存する期間は、工事の完了した日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末までとします。

6 維持管理について

- (1) 地元町内会等で組織する集会所管理運営委員会等を設置して適正な管理運営をお願いします。
- (2) 集会所管理運営委員会等は、必要な条項を定めた使用規程を設け、市長に届け出てください。規程の全部又は一部の改廃があった場合も同様とします。
- (3) 維持管理に要する費用の負担区分は、次のとおりとします。

【市の補助するもの】

- ア 主要構造部に係る改修及び修繕工事費（10万円を超えるもの）（別表2）
- イ その他特に市長が定めるもの

【地元負担のもの】

- ア 光熱水費
- イ 燃料費
- ウ 消耗品費
- エ 浄化槽維持管理費、法定検査料または下水道使用料
- オ 植木、敷地、フェンス等の維持管理に要する費用
- カ 初度備品等の修理及び更新に要する費用

- キ 借地の場合は借地料
- ク その他維持管理に要する費用

7 維持管理に関する補助金について

- (1) 年間一集会所につき1万円+建物面積1㎡あたり100円を乗じた額を補助します。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てます。
- (2) 申請は、補助金交付申請書に必要な書類を添付し、市に提出してください。

8 増築について

- (1) 地元集会所の増築に対しては、市からの補助金がありません。
- (2) 維持管理費補助金の算出にあたっては、増築による増床部分も基準面積に算入します。

別表1

集会所整備補助区分表

	補助対象経費	補助率及び限度額
新築・購入	建物の建築・購入に要する経費（宅地造成費、既存建物の解体及び事務費を除く。）及び下水排水施設及び雨水排水施設等を整備するために要する経費	対象経費の62.5/100以内で750万円を限度とする。
改修	建物の改修に要する経費（既存建物の解体及び事務費を除く。）及び下水排水施設及び雨水排水施設等を整備するために要する経費	対象経費の2/3以内で250万円を限度とする。
備品整備	集会に必要な備品を購入するための経費（初度備品を対象とする。）	対象経費の50/100以内で50万円を限度とする。
附帯設備整備	塀、フェンス、側溝等の附帯設備を整備するために要する経費（初度整備を対象とする。）	対象経費の50/100以内で20万円を限度とする。
解体	建物の解体に要する経費	対象経費の4/5以内で限度はなしとする。

(注) 改修の対象経費は、10万円を除いた額とする。

別表 2

修繕料の負担区分表（地元集会所）

	地元負担により修理するもの	市補助金の対象となるもの
電気	<ul style="list-style-type: none"> ・電球、蛍光灯の取替え ・照明器具の取替え ・その他修理全般 	<ul style="list-style-type: none"> ・主体構造部に係る工事を要する場合
給水	<ul style="list-style-type: none"> ・蛇口、パッキン、給水栓の取替え ・給水管の修理 ・その他部分的修理 	<ul style="list-style-type: none"> ・主体構造部に係る工事を要する場合
排水	<ul style="list-style-type: none"> ・修理全般 	<ul style="list-style-type: none"> ・主体構造部に係る工事を要する場合
内装	<ul style="list-style-type: none"> ・修理全般 	<ul style="list-style-type: none"> ・一室の内装の大半の改装を必要とする場合
畳	<ul style="list-style-type: none"> ・裏返し、表替え、更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
建具	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、ドア、ふすま、網戸の修理 	<ul style="list-style-type: none"> ・建具本体の更新を必要とする場合
棚	<ul style="list-style-type: none"> ・修理全般 	<ul style="list-style-type: none"> ・大半の更新を必要とする場合
カーテン	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング ・カーテン、カーテンレール、金具の修理及び更新 ・その他修理全般 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
備品	<ul style="list-style-type: none"> ・修理、更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として地元負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし

(注) 市補助金は、対象区分の修繕費用が10万円を超える場合を対象とする。